

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 7 月 8 日
契 約 業 者 名	片岡工業 (株)
契 約 業 者 の 住 所	千葉県長生郡一宮町一宮 3 1 7 8
工 事 の 名 称	R 5 国道 3 5 7 号末広地区改良その 2 工事
工 事 場 所	自) 千葉県船橋市西浦二丁目 至) 千葉県船橋市栄町二丁目
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	道路土工 1 式 橋台工 (踏掛版受台設置工) 1 式 アスファルト舗装工 1 式法面工 1 式 排水構造物工 1 式 道路照明設備工 1 式 構造物撤去工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 3 月 2 4 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 3 6 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 , 2 4 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 3 7 , 6 4 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 新積算基準特例措置の適用 本工事は、「令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて (令和 6 年 2 月 2 8 日付け国会公契第 2 9 号、国官技第 3 7 2 号、国道国技第 1 9 8 号、国北予第 2 2 号)」の通知に基づく対応が可能な工事である。 令和 6 年 3 月 1 2 日付けで工事受注者より上記、特例措置に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第 6 2 条に基づき協議を行い、契約変更を行うものである。